

香芝市有料公園施設の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

香芝市教育委員会教育長 村中 義男

香芝市教育委員会規則第4号

香芝市有料公園施設の管理に関する規則の一部を改正する規則

香芝市有料公園施設の管理に関する規則（平成21年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「次の各号に掲げる区分に応じて」を「有料公園施設の利用を開始する日（以下「利用日」という。）の2箇月前（その日が休場日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休場日でない日）から」に改め、同項各号を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 有料公園施設の利用許可に係る事項のうち、利用日又は利用区分（条例別表第3に定める区分をいう。以下同じ。）については、前項の規定による変更をすることができる回数はそれぞれ1回限りとし、当該変更に係る利用変更許可申請書の提出期限は利用日の1箇月前までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第1項中「条例別表第3に規定する」を削る。

第9条を次のように改める。

（利用施設の制限）

第9条 有料公園施設の利用は、1日につき2施設までとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。